

○名古屋学院大学大学院学則

（1996年12月19日 制定）

第1章 総則

（目的）

第1条 本大学院は学校教育法および教育基本法の規定するところに従い、学部の教育の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。

（自己点検・評価）

第2条 本大学院は、その研究・教育水準の向上を計り、前条の目的を達成するため、研究・教育活動の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表する。

2 前条の目的のための点検の項目・実施体制は別に定める。

3 自己点検・評価の結果については、本大学院の教職員以外の者による検証を行うように努める。

（情報の提供）

第2条の2 本大学院は、研究・教育活動の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

（修士課程）

第3条 本大学院に修士課程及び博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、専門分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（研究科等）

第4条 本大学院に次の研究科および専攻を置く。

経済経営研究科 経済学専攻 （修士課程）

経営政策専攻 （博士課程 前期・後期）

外国語学研究科 英語学専攻 (修士課程)

国際文化協力専攻 (修士課程)

- 2 専攻の教育研究上の目的は次のとおりである。
 - (1) 経済学専攻は、経済学の理論と応用に精通し、研究能力や政策の立案・遂行能力を有する人材、より高度な実務能力を発揮する人材、社会・経済の幅広い教養を備え地域社会をリードする人材の育成を目的とする。
 - (2) 経営政策専攻は、経営学の理論および応用を教授研究し、組織の経営・管理に関する高度の研究能力と実務処理能力を有する専門的職業人を養成することを目的とする。特に、博士後期課程にあつては、経営政策の総合的対応ができる高度の専門知識と実践能力をもった自立的研究者や高度専門職業人を養成することを重点とする。
 - (3) 英語学専攻は、英語の運用能力を向上させ、その背景にある広範な領域に関する知識を教授することにより、英語を主とする研究に関して高度な専門知識をもった人材の育成を目的とする。
 - (4) 国際文化協力専攻は、国際社会のグローバル化、国際間の協力とそれらに付随して発生する異文化間の諸問題とローカルな問題に対応すべき高い識見と理解力をもって、日本国内・国外の国際的な文化活動や協力活動に従事できる人材を育成することを目的とする。
- 3 本大学院外国語学研究科の修士課程に、通学の課程に基づき、通信教育課程を置く。本大学院の通信教育課程は、通信制大学院と称し、学則は別に定める。

（収容定員）

第5条 本大学院の収容定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		博士課程				収容定員
		入学定員	収容定員	前期		後期		
				入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
経済経営研究科	経済学専攻	7名	14名	/	/	/	/	14名
	経営政策専攻	/	/	20名	40名	5名	15名	55名
	計	7名	14名	20名	40名	5名	15名	69名
外国語学研究科	英語学専攻	7名	14名	/	/	/	/	14名
	国際文化協力専攻	5名	10名	/	/	/	/	10名
	計	12名	24名	/	/	/	/	24名
合計		19名	38名	20名	40名	5名	15名	93名

（学年）

第6条 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

- (1) 春学期(または前期) 4月1日から9月20日まで
- (2) 秋学期(または後期) 9月21日から翌年3月31日まで

（休業日）

第8条 定期の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定められた日
- (3) 本大学創立記念日(10月15日)
- (4) キリスト降誕祭(12月25日)

- (5) 夏季休業 7月中旬から9月中旬まで
- (6) 冬季休業 12月下旬から翌年1月上旬まで
- (7) 春季休業 3月上旬から3月下旬まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができ、また、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 修業年限

(修業年限)

第9条 本大学院修士課程の修業年限は標準2年とする。

- 2 本大学院博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年課程および後期3年課程に区別し、前期2年の課程は修士課程として扱う。
- 3 本課程における在学年限は、原則として博士前期課程(修士課程)においては4年、博士後期課程においては6年を超えることはできない。

第3章 教育課程

(授業および研究指導)

第10条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文等の作成に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

- 2 本大学院は、学生に対して、授業および研究指導の方法、内容ならびに一年間の授業および研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 3 本大学院は、学生に対して、学修の成果および学位論文に係る評価ならびに修了の認定にあたっての基準をあらかじめ明示するものとする。
- 4 本大学院は、授業および研究指導の内容ならびに方法等の改善を図るための組織的な研修および研究を行うものとする。
- 5 経済経営研究科および外国語学研究科においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（授業科目）

第11条 各研究科の専攻に応じ、教育上必要な授業科目を開設する。

- 2 授業科目の名称、分類、単位数および履修方法は別表1（経済経営研究科）、別表2（外国語学研究科）のとおりとする。
- 3 研究指導およびその履修方法については、各研究科において別に定める。

（指導教授）

第12条 演習指導者をもって、当該学生の指導教授とする。

- 2 学生は、研究指導および授業科目の選択等研究一般に関し指導教授の指導を受けなければならない。

（単位）

第13条 各授業科目の単位数は次の基準によって計算する。講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

（1年間の授業期間）

第14条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

第4章 履修方法

（履修）

第15条 学生は別に定める授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

（履修登録）

第16条 学生は履修しようとする授業科目を記載した履修願を指定の期日までに提出し、当該研究科長の許可を受けなければならない。

（他の大学における授業科目の履修等）

第17条 本大学院が研究上有益と認めるときは、学生が本大学院の定めるところにより他の専攻または研究科もしくは他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

第5章 試験

（試験）

第18条 試験は科目試験とする。

（受験資格）

第19条 学生は履修した授業科目について試験を受けることができる。

（試験方法等）

第20条 試験は学期または学年において授業した科目について、その学期末または年末においてこれを行う。ただし、必要があるときは臨時試験を行うことがある。

- 2 試験の方法は、筆記・口述・論文・研究報告等による。
- 3 試験の成績はA・B・C・DまたはPとし、C以上およびPを合格とする。
- 4 試験に合格した科目に対して所定の単位を与える。
- 5 試験に関する規則は別に定める。

第6章 課程の修了および学位

（課程の修了）

第21条 修士課程および博士前期課程の修了には、本学則第9条の修業年限を満たし、同第15条に規定する単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた後、修士論文の審査又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、修業年限に関しては特に優れた研究業績をあげた者、または実務の経験を有する者にあつては所定の計画的な教育研究指導のもとで優秀な成果をあげた者に限り、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士後期課程の修了には、本学則第9条の修業年限を満たし、同第15条に規定する単位数を修得し、かつ必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査および最終試験に合格した者をもって、その課程を修了したものとする。ただし、修業年限に関しては、特に優れた研究業績をあげた者に限り、博士後期課程に1年(前項の規定による在学期間1年をもって修士課程または博士前期課程を修了した者は2年)以上在学すれば足りるものとする。

（学位）

第22条 本大学院において研究科の課程を修了した者に、別に定める大学院学位規程による学位を与える。

第7章 教職課程

（教職課程）

第23条 本大学院において教育職員免許状を取得しようとする者は、当該専攻配当の関係科目の中から教育職員免許法および同施行規則に定める必要単位数を取得しなければならない。ただし、中学校教諭1種または高等学校教諭1種免許状の取得資格を有する者に限る。

（免許状の種類）

第24条 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。

課程を置く研究科・専攻		免許状の種類
経済経営研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許状(社会)
		高等学校教諭専修免許状(公民)
		高等学校教諭専修免許状(地歴)
	経営政策専攻	高等学校教諭専修免許状(商業)
高等学校教諭専修免許状(情報)		
外国語学研究科	英語学専攻	中学校教諭専修免許状(英語)
		高等学校教諭専修免許状(英語)

第8章 入学、休学、復学、退学、転入学、転学、除籍、留学および再入学

（入学）

第25条 入学の時期は学年の初めとする。ただし教育上特別の必要があると認められるときには、後期の初めとすることができる。

（入学資格）

第26条 本大学院の修士課程および博士前期課程に入学しようとする者は次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 大学を卒業した者。
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、本大学院が特に優れた成績で所定の単位を修得したと認められた者
- (6) 本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者

2 本大学院の博士後期課程に入学しようとする者は次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 修士の学位を得た者
- (2) 外国において修士の学位またはそれと同等以上の学位を有する者
- (3) 大学院修士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者
(選抜試験)

第27条 入学志願者に対し選抜試験を行う。

(入学志願書等)

第28条 入学志願者は、入学志願書、その他所定の書類に入学検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

2 入学検定料は別表3のとおりとする。

(入学許可)

第29条 選抜試験に合格し、指定の期日までに所定の納入金を納め、指定する必要書類を提出した者に対して学長が入学を許可する。

(休学)

第30条 学生が病気その他やむを得ない理由によって3か月以上修学することができないときは、理由を具し、学長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 病気により休学しようとする者は、願書に医師の診断書を添えることを必要とする。
- 3 病気のため、修学が不相当と認められる学生に対しては、学長が休学を命じることができ
- 4 休学の期間は、当該学年限りとする。ただし、特別の事由がある場合には引き続き休学をすることができる。
- 5 休学できる期間は、通算して修士課程および博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えることはできない。
- 6 休学の期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第31条 休学者が復学しようとするときは、願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 復学の時期は、原則として学年の始めとする。

(退学)

第32条 学生が病気その他やむを得ない理由によって退学しようとするときは、その理由を具し、学長に願い出て許可を受けなければならない。

（転入学）

第33条 他の大学院の学生が所属大学院の研究科長の承認書を付し、学年の開始日までに、本大学院に転入学を志願したときは、選考の上、許可することができる。

（転学）

第34条 本大学院から他の大学院に転学を希望する者は、その理由を具し、学長に願い出て許可を受けなければならない。

（除籍）

第35条 学生が次の各号の一に該当するときは、学長がその者を除籍する。

- (1) 第9条に定める在学期間を経過した者。
- (2) 第30条第5項に規定する休学期間を超えた者。
- (3) 授業料その他学費を納入しない者。
- (4) 死亡の者。

（留学）

第36条 学生が外国の大学または大学院に留学を希望する場合は、研究科委員会の議を経て認めることができる。

- 2 留学期間のうち1年は本学則第9条に定める在学期間に算入する。
- 3 留学に関する細則は、別に定める。

（再入学）

第37条 退学をした者または除籍された者で再入学を願い出たときは、願い出の理由によって選考の上、学長が入学を許可することができる。

- 2 再入学に関する取り扱いは、大学院再入学に関する規程に定める。

第9章 教員組織

（教員組織）

第38条 本大学院における授業および研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する者をもってこれに充てる。

第10章 運営組織

（大学院委員会）

第39条 本大学院に大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会は、学長、研究科長および各研究科委員会により互選した2名の教員をもって組織する。
- 3 委員長は学長がこれにあたる。

- 4 大学院委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 各研究科間の連絡調整に関する事項
 - (2) 大学院学則および規程の改廃に関する事項
 - (3) 研究科の増設または変更に関する事項
 - (4) 大学院の教務上必要な施設に関する事項
 - (5) 各研究科におけるFD活動に関する事項
 - (6) その他学長の諮問する事項
- 5 大学院委員会は次の事項を承認する。
 - (1) 学位の授与および取消に関する事項
 - (2) 課程および専攻ならびに授業科目の増設または変更に関する事項
 - (3) 教授、准教授および講師の授業科目担任に関する事項
(研究科委員会)

第40条 本大学院各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、当該研究科の授業を担当する専任教員をもって組織する。
- 3 委員長は、研究科長がこれにあたる。
- 4 研究科委員会は次の事項を審議する。
 - (1) 課程および専攻ならびに授業科目の増設または変更に関する事項
 - (2) 教授、准教授教および講師の授業科目担任に関する事項
 - (3) 学位論文の審査に関する事項
 - (4) 学生の入学、休学、復学、退学、転入学、転学、除籍、留学および再入学ならびに課程修了の認定等、学事に関する事項
 - (5) 試験に関する事項
 - (6) その他研究科に関する重要な事項

第11章 学費

(入学金)

第41条 入学を許可された者は、別表4に定める入学金を納入しなければならない。

- 2 本学則第37条に定める再入学の場合も同様とする。
- 3 博士後期課程入学者で本大学院修士課程および博士前期課程を修了した者は入学金を免除する。
(学費)

第42条 学生は別表5に定める授業料を毎学年度、または毎学期の初めに納入しなければならない。

2 前項に定める授業料の納付に関する規程は別に定める。

（休学期間の授業料）

第43条 休学期間は授業料を年間15万円（半期7.5万円）とする。

（学費の返付）

第44条 既に納入した学費は返付しない。

第12章 科目等履修生、委託生および研究生

（科目等履修生）

第45条 本学則第26条の各号の一に該当する者で、本大学院の特定の授業科目について履修を希望するものがあるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 試験に合格した授業科目について、単位修得証明書の交付を受けることができる。

（委託生）

第46条 本大学院の特定の授業科目を学修するため、他の大学院または公共機関から学生を委託されたときは、これを許可することがある。

2 委託生の試験および証明書の交付については前項第2項、第3項を準用する。

（研究生）

第47条 本大学院において特定の専門事項の研究を希望する者があるときは、本大学院の授業・研究に妨げのない限り、選考の上、研究生として研修を許可することがある。

第13章 外国人留学生

（外国人留学生）

第48条 外国人で、大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生として修士課程および博士前期課程入学を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

(1) 外国において通常の課程による16年間の学校教育を修了した者

(2) 日本において外国人留学生として大学を卒業した者

(3) 本大学院において前2号と同等以上の学力を有すると認めた者。ただし、日本において通常の課程において学校教育を受けたと認定した外国人を除く。

- 3 前項3号の学力認定は、本大学院の研究科委員会において行う。
- 4 外国人留学生として博士後期課程に入学を志願することができる者は、第26条2項に該当する者に限る。

第14章 研究指導施設および厚生保健施設

（研究指導施設）

第49条 大学院学生は、学術情報センターを利用することができる。

- 2 研究科に大学院学生専用の共同研究室を設ける。
- 3 教育研究上支障を生じない場合には、大学の施設及び設備を共有することができる。

（厚生保健施設）

第50条 大学院関係教職員および学生の保健医療のために大学保健室を利用する。

第15章 補則

（大学学則の準用）

第51条 本学則に規定のない事項については、名古屋学院大学学則を準用する。

（細則）

第52条 本学則の実施について必要な細則は、別に定める。

（改廃）

第53条 本学則の改廃は、大学院委員会の議を経て行う。

- | | | |
|-------|--------------------------|-------------------|
| 附則 1 | この学則は 1996 年 12 月 19 日制定 | 1997 年 4 月 1 日施行 |
| 附則 2 | この学則は 1997 年 12 月 19 日改正 | 1998 年 4 月 1 日施行 |
| 附則 3 | この学則は 1998 年 12 月 22 日改正 | 1999 年 4 月 1 日施行 |
| 附則 4 | この学則は 1999 年 3 月 16 日改正 | 1999 年 4 月 1 日施行 |
| 附則 5 | この学則は 2000 年 3 月 14 日改正 | 2000 年 4 月 1 日施行 |
| 附則 6 | この学則は 2000 年 11 月 15 日改正 | 2001 年 4 月 1 日施行 |
| 附則 7 | この学則は 2000 年 12 月 21 日改正 | 2001 年 4 月 1 日施行 |
| 附則 8 | この学則は 2002 年 3 月 20 日改正 | 2002 年 4 月 1 日施行 |
| 附則 9 | この学則は 2003 年 3 月 19 日改正 | 2003 年 4 月 1 日施行 |
| 附則 10 | この学則は 2004 年 3 月 23 日改正 | 2004 年 4 月 1 日施行 |
| 附則 11 | この学則は 2004 年 7 月 6 日改正 | 2004 年 10 月 1 日施行 |
| 附則 12 | この学則は 2005 年 3 月 23 日改正 | 2005 年 4 月 1 日施行 |
| 附則 13 | この学則は 2006 年 3 月 22 日改正 | 2006 年 4 月 1 日施行 |
| 附則 14 | この学則は 2006 年 11 月 7 日改正 | 2007 年 4 月 1 日施行 |

第2編 大学（名古屋学院大学大学院学則）

- 附則 15 この学則は 2007 年 2 月 20 日改正 2007 年 4 月 1 日施行
- 附則 16 この学則は 2008 年 3 月 19 日改正 2008 年 4 月 1 日施行
- 附則 17 この学則は 2008 年 9 月 25 日改正 2009 年 4 月 1 日施行
- 附則 18 この学則は 2009 年 3 月 18 日改正 2009 年 4 月 1 日施行
- 附則 19 この学則は 2010 年 3 月 17 日改正 2010 年 4 月 1 日施行
- 附則 20 この学則は 2011 年 1 月 18 日改正 2011 年 4 月 1 日施行
- 附則 21 この学則は 2011 年 3 月 17 日改正、2011 年 4 月 1 日施行

別表1 経済経営研究科 授業科目

A. 経済学専攻

〔1〕 授業科目、単位数

科目分類	専門科目群	単位数	科目分類	専門科目群	単位数
経済理論	マクロ経済学研究	2	国際経済	国際経済論研究	2
	ミクロ経済学研究	2		貿易政策論研究	2
	計量経済学研究	2		開発経済学研究	2
	時系列分析研究	2		比較経済システム研究	2
	経済学史研究	2		移行経済論研究	2
	社会経済学研究	2		国際金融論研究	2
経済政策	経済政策論研究	2	法律	会社法研究	2
	財政学研究	2		会社法事例研究	2
	地方財政論研究	2		民法（財産法）研究	2
	金融論研究	2		民法（財産法）事例研究	2
	金融システム論研究	2		法人税法研究	2
	社会政策論研究	2		法人税法事例研究	2
	福祉政策論研究	2		租税法概論	2
	資源経済論研究	2		租税法事例研究	2
	エネルギー政策研究	2	特殊講義	特殊研究Ⅰ	2
	環境経済政策研究	2		特殊研究Ⅱ	2
		情報経済論研究	2	科目分類	演習科目群
	公共経済学研究	2			
産業・地域経済	現代産業論研究	2	演習	経済学史演習	8
	ものづくり経済論研究	2		社会経済学演習	8
	産業組織論研究	2		計量経済学演習	8
	企業経済論研究	2		日本経済史演習	8
	まちづくり論研究	2		西洋経済史演習	8
	地域科学研究	2		経済政策論演習	8
	都市経済学研究	2		地域政策論演習	8
	都市空間論研究	2		社会政策論演習	8
	地域政策論研究	2		財政学演習	8
	地域政策事例研究	2		金融論演習	8
	自然地理学研究	2		現代産業論演習	8
歴史・思想	日本経済史研究	2	資源経済論演習	8	
	日本企業史研究	2	地域科学演習	8	
	アジア経済史研究	2	比較経済システム演習	8	
	国際交流史研究	2	産業組織論演習	8	
	西洋経済史研究	2	国際経済論演習	8	
	ヨーロッパ都市史研究	2	租税法演習	8	
	経済社会学研究	2	特別演習	4	
	政治思想史研究	2			
	社会思想史研究	2			

〔2〕履修方法

- (1) 演習科目群のうち、1科目(8単位)を選択する。
- (2) 専門科目群から24単位以上を選択履修する。そのうち、演習科目群「特別演習」を含むことができる。(その際、開講されている演習に受講依頼し、教員の許可を得た上で履修する。)
- (3) 修了までに選択した演習科目の担当教員から研究指導を受けて、修士論文を作成提出し、その審査に合格しなければならない。ただし、学則第17条に該当する科目10単位までを含むことができる。

B. 経営政策専攻

博士（前期）課程

高等専門教育コース（論文コース）

〔1〕授業科目、単位数

基本科目群	単位数	演習科目群	単位数
経営原理研究	2	経営管理系演習	8
経営戦略研究	2	マーケティング系演習	8
経営管理研究	2	企業会計系演習	8
経営システム研究	2	ファイナンス系演習	8
マーケティング研究	2	経営情報系演習	8
流通システム研究	2	アグリビジネス系演習	8
会計学研究	2	税法系演習	8
管理会計研究	2	国際ビジネス言語系演習	8
会計情報システム研究	2		
会計監査研究	2		
経営オペレーション研究	2		
経営データ処理研究	2		
金融システム研究	2		
証券投資分析研究	2		
アグリビジネス研究	2		
税法研究1（所得税）	2		
税法研究2（資産税）	2		
税法研究3（法人税）	2		
国際ビジネス事情研究	2		
国際ビジネスコミュニケーション研究	2		
企業経営特別研究	2		
展開科目群	単位数	展開科目群	単位数
ロジスティクス研究	2	情報リテラシー研究	2
マーケティング情報システム研究	2	起業研究	2
意思決定支援システム研究	2	民事法務研究	2
国際経営研究	2	商事法務研究	2
財務管理研究	2	ビジネス紛争処理研究	2
金融工学研究	2	経営論理思考研究	2
人的資源管理研究	2	福祉経営研究	2
税務会計研究	2	医療経営研究	2
企業法務研究	2	経営政策特殊研究1	2
情報処理システム研究	2	経営政策特殊研究2	2
E-ビジネス研究	2		

〔2〕履修方法

- (1) 演習科目群から、1科目(8単位)を選択し履修する。
- (2) 税法系演習にあつては税法研究1(所得税)、税法研究2(資産税)、税法研究3(法人税)の3科目、その他の演習にあつては演習指導教授が担当する1科目含み、基本科目群から8単位以上、展開科目から8単位以上を履修する。
- (3) 修了までに計32単位以上を修得し、選択した演習科目の担当教員から研究指導を受けて、修士論文を作成提出し、その審査に合格しなければならない。

ソリューションコース（課題コース）

〔1〕授業科目・単位数

基本科目群	単位数	特別研究科目群	単位数
経営原理研究	2	ソリューション特別研究	4
経営戦略研究	2	ソリューション検証計画研究	2
経営管理研究	2		
経営システム研究	2	演習科目群	単位数
マーケティング研究	2	マーケティング課題研究	8
流通システム研究	2	財務体質改善課題研究	8
会計学研究	2	生産性向上課題研究	8
管理会計研究	2	アグリビジネス課題研究	8
会計情報システム研究	2	経営複合課題研究	8
会計監査研究	2		
経営オペレーション研究	2		
経営データ処理研究	2		
金融システム研究	2		
証券投資分析研究	2		
アグリビジネス研究	2		
国際ビジネス事情研究	2		
国際ビジネスコミュニケーション研究	2		
企業経営特別研究	2		
展開科目群	単位数	展開科目群	単位数
ロジスティクス研究	2	情報リテラシー研究	2
マーケティング情報システム研究	2	起業研究	2
意思決定支援システム研究	2	民事法務研究	2
国際経営研究	2	商事法務研究	2
財務管理研究	2	ビジネス紛争処理研究	2
金融工学研究	2	経営論理思考研究	2
人的資源管理研究	2	福祉経営研究	2
税務会計研究	2	医療経営研究	2
企業法務研究	2	経営政策特殊研究1	2
情報処理システム研究	2	経営政策特殊研究2	2
E-ビジネス研究	2		

〔2〕履修方法

- (1) 演習科目群から、1科目（8単位）を選択し履修する。
- (2) 演習指導教授が担当する1科目を含み、基本科目群から8単位以上、展開科目から8単位以上を履修する。
- (3) 特別研究科目群から、6単位を履修する。
- (4) 修了までに計32単位以上を修得し、選択した演習科目の担当教員から研究指導を受けて、特定の課題についての研究成果を提出し、その審査に合格しなければならない。ただし、高等専門教育コースの科目10単位までを含めることができる。

博士（後期）課程

〔1〕授業科目、単位数

研究科目群	単位数
経営原理特論	4
企業会計特論	4
経営財務特論	4
国際マーケティング特論	4
マーケティング特論	4
国際経営特論	4
金融システム特論	4
流通システム特論	4
ロジスティクス特論	4
企業法務特論	4
産業システム特論	4
比較経済体制特論	4
社会経済システム特論	4
経営情報特論	4
管理会計特論	4
会計情報システム特論	4
オペレーションズ・リサーチ特論	4
データ・ベース特論	4
企業とエネルギー特論	4
企業史特論	4
福祉政策特論	4
福祉経営特論	4
外国文献研究	2
研究指導	8

〔2〕履修方法

- 3科目選択必修12単位を修得し、研究指導（8単位）を受け博士論文の審査、及び最終試験に合格すること。

別表2 外国語学研究科 授業科目表

A. 英語学専攻

〔1〕 授業科目・単位数

専門科目群					
基本科目	単位数	特殊研究科目	単位数	論文演習科目	単位数
英語学研究	4	英語学特殊研究	4	英語学論文演習	4
英語音声学研究	4	英語音声学特殊研究	4	英語音声学論文演習	4
英語教育工学研究	4	英語教育工学特殊研究	4	英語教育工学論文演習	4
応用言語学研究	4	応用言語学特殊研究	4	応用言語学論文演習	4
英米文学研究	4	英米文学特殊研究	4	英米文学論文演習	4
展開科目群					
英語教育方法論Ⅰ	2	アカデミック・スキルⅠ	2	日本語教授法特論Ⅰ	2
英語教育方法論Ⅱ	2	アカデミック・スキルⅡ	2	日本語教授法特論Ⅱ	2
言語習得研究Ⅰ	2	英語学特論Ⅰ	2	日本文化特論Ⅰ	2
言語習得研究Ⅱ	2	英語学特論Ⅱ	2	日本文化特論Ⅱ	2
日英語対照研究Ⅰ	2	英米文学特論Ⅰ	2		
日英語対照研究Ⅱ	2	英米文学特論Ⅱ	2		
異文化間コミュニケーション研究Ⅰ	2	比較文学研究Ⅰ	2		
異文化間コミュニケーション研究Ⅱ	2	比較文学研究Ⅱ	2		

〔2〕 履修方法

- (1) 論文演習科目のうち、1科目を選択し、論文演習科目と同じ授業科目を基本科目および特殊研究科目から各1科目履修する。
- (2) 基本科目および特殊研究科目のうちから(1)で選択した科目を除いた2科目以上を履修する。
- (3) 展開科目群のうち6科目（12単位）以上を選択履修する。
- (4) 修了までに計32単位以上を修得し、選択した演習科目の担当教員から研究指導を受けて、修士論文を作成して提出し、その審査に合格しなければならない。
- (5) 論文演習科目を除いて、基本科目、特殊科目および展開科目より8単位を追加して履修し、特定の課題についての研究成果（課題等については、指導教員の研究指導による）を作成することにより、修士論文に代えることができる。

B. 国際文化協力学専攻

〔1〕 授業科目・単位数

専門科目群		単位数
国際文化協力領域	国際協力特論	2
	国際文化交流特論	2
	国際関係特論	2
	文化マネジメント特論	2
	NGO・NPO特論	2
	現代欧米文化・社会特論	2
	国際機構特論	2
	アジア中国関係特論	2
	アジア中国社会文化特論	2
国際文化領域	国際文化特論	2
	日本文化特論	2
	国際移民特論	2
	比較文化社会特論	2
	多文化共生特論	2
	国際言語教育特論	2
	日本語教授法特論	2
	国際環境文化特論	2
ジェンダー文化特論	2	
共通科目	異文化間コミュニケーション特論	2
	宗教・思想・文化特論	2
	研究方法論	2
研究指導科目		単位数
	国際文化協力特別研究Ⅰ	4
	国際文化協力特別研究Ⅱ	4

〔2〕履修方法

- (1) 専門科目群のうち、必修 6 単位を含み 22 単位以上履修する。ただし、国際文化協力領域または国際文化領域のいずれかを主または副として、主とする領域から 10 単位以上履修すること。
- (2) 研究指導科目 8 単位を履修する。
- (3) 修了までに計 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、修士論文または特定の課題に関する研究の成果を提出し、審査および最終試験に合格すること。

別表 3 入学検定料（各研究科・各課程共通）

入学検定料	35, 000 円
-------	-----------

別表 4 入学金（各研究科・各課程共通）

入 学 金	200, 000 円
-------	------------

別表 5 授業料（各研究科・各課程共通）

授 業 料	740, 000 円
-------	------------